

基準 2 2 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 1 3 . 第 1 . 1 の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定等は、基準 1 3 . 第 1 . 2 及び 3 の規定の例によること。
- 3 配管等は、基準 1 3 . 第 1 . 4 ((2) 、 (3) 及び (1 0) を除く。) の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 8 0 mm 以上、双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 1 0 0 mm 以上とすること。
 - (2) 管の口径に対する流水量は、第 2 2 - 1 表によること。

第 2 2 - 1 表

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
6 5 以上	3 5 0
1 0 0 以上	7 0 0

- 4 非常電源、配線等は、基準 1 3 . 第 1 . 5 の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準 1 3 . 第 1 . 6 の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準 1 3 . 第 1 . 7 . (1) から (4) までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と 1 5 度以上の角度となる方向に沿って 1 0 m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。◇
 - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◇
 - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◇
- 7 屋外消火栓は、次によること。

- (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口（差込式で、口径が65mmのもの）が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。◇
- (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近に設けること。
- (3) 令第19条第3項第1号の「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）をいうものであること。
- (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第19条第3項第1号の規定により設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずるデッドスペースは、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分とみなさず、屋内消火栓設備を設置すること。☆

8 ホース及び筒先は基準13.第1.8.(1)の規定の例によるほか、次によること。

- (1) 1の屋外消火栓につき、呼称65、長さ20mのホース2本以上及び筒先1本以上を、屋外消火栓箱に格納しておくこと。◇
- (2) ノズルは、19mmのスムースノズルとし、「結合金具の接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年6月30日消防予第197号）の基準に適合するものとする。

9 標識等は、次によること。

- (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。
- (2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は基準38によること。

10 消防用ホースの摩擦損失計算は、第22-2表によること。

第22-2表

ホースの摩擦損失水頭表（100m当たり） [単位m]

流量 (ℓ /min)	呼称 種別	ホース呼称
		呼称65のホース
		平ホース
350		4